

県南広域振興局長告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月25日

県南広域振興局長 遠藤達雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500399	社会福祉法人めぐみ福祉会	花巻南デイサービスセンター	花巻市山の神383番地3	平成26年3月31日
0372500249	奥州市	まえさわ介護センター	奥州市前沢区字立石180番地1	〃